

聖域化する文部省

—「文部官僚」の自己意識とその社会化—

藤野 真挙*

Fujino Naotaka

<要旨>

**The Education Ministry where a sanctuary becomes
—The self-knowledge of the Education Ministry bureaucrat
and its accepted by the society—**

This article aims to clarify the self-knowledge of the Education Ministry bureaucrat and pay attention to a process its self-knowledge accepted by the society.

In modern Japan, the educational administration was recognized as the most important administration in an idea. However, the finance of educational administration was reduced year by year, and it was thought that the position of the Minister of Education was low. Therefore the Education Ministry bureaucrats formed distorted self-knowledge. It was consciousness to be an expert of the education.

At first, the self-knowledge of such Education Ministry bureaucrat was criticized by a social mark. The criticism was to "be unsociable". However, the criticism was not performed by the case that happened in the Education Ministry in 1897, and, the self-knowledge of the Education Ministry bureaucrat was accepted in the society by this case and it came to be said that the Education Ministry was holy.

Keyword : 文部省 (the Education Ministry)、**「文部官僚」** (the Education Ministry bureaucrat)、自己意識 (self-knowledge)、社会内在化 (accepted by the society)、神聖視 (holy)

1. はじめに

近代日本の文部省¹はいかなる構造²を持ち、「文部官僚」³はいかなる人々であ

* 立命館大学大学院人文学専攻、博士課程後期2年次

¹ 本稿で使用する文部省という語は、特に記述がない場合は、文部本省のことを指す。また、文部省・帝国大学・直轄学校などを総称するものとしては教育行政という語を使用する。

² ここでいう構造とは、文部省官制などで規定される制度的構造のみならず、人々の認識に

ったのか。

廃藩置県を画期として、全国の教育を統轄することを目的に、1871(明治 4)年に設置された文部省は、2001 年に文部科学省として発展解消するまで、近代-現代を通して日本の教育行政の中枢を担い続けてきた。そのため日本近代教育史は、これからの教育のあり方を模索するという観点から、近代史研究の主要な領域として位置づけられ、文部省が打ち出した個々の政策に関する詳細な研究を積み重ねてきた。そして、その分析範囲は、戦前の文部省が立案した政策その総てに及んでいるといっても過言では無いだろう。

しかしながら、政策史研究が進展する一方で、文部省という官庁それ自体や、ここで実務に従事する「文部官僚」を捉えた研究、つまり近代日本の教育行政組織とはいかなる特徴を有していたのかという問いを正面に据えた研究は、意外なほど少ない。近年になり、この問題について徐々に研究が蓄積されてきてはいるものの、ここで問われるのは、一般的な近代官僚組織に見られるセクショナリズムが、文部省においていかに発現したのかという点であり、その意味では、文部省を取り上げることの積極的な理由は特に意識されることはなかった[鄭賢珠 2005・2006]。

冒頭に掲げた筆者の問題関心の含意するところは、近代日本の教育行政の特異性の淵源を探るところにある。換言すれば、本来的には民衆の私的営為としての教育行為が、教育行政へと収斂し公的営為となることで、民衆の自立性が希薄化し、あまつさえ教育行政そのものが他の行政とは異なる特殊かつ重大な行政であると認識される、その淵源を探る点にある。なぜ近代日本の教育行政は、他の一般行政とは異なり、「教育勅語」や教育法規の勅令主義に端的に表れるように、天皇という要素をその執行において介在させるのか。本研究が最終的に解かんとする問題は、すなわちこれである。

そこで本稿では、この問題の一端を解明するために、1897 年に発生した文部省内の人事を巡る紛擾(明治 30 年文部省紛擾⁴)を画期となる事件と位置づけ、そこで発露された「文部官僚」の自己意識や、社会的な文部省イメージを考察していく。また、その予備的作業として、この紛擾で発露された自己意識が、文部省をめぐるい

よって規定される観念的構造も意味し、特に後者を重視している。

³ 本稿では、主に明治 30 年代以前のことをあつかっているため、各省庁に出仕している人々は、文官登用試験を経っていないことが多い。そのためこのような人々は厳密な意味での官僚ではないが、煩雑さを避けるため、文部省に出仕している官吏のことを、広く「文部官僚」と表記することとする。

⁴ この紛擾の詳細については、本稿第 5 章と [鄭賢珠 2006] を参照のこと。

かなる状況下で醸成されたのかを探るために、明治 20 年代(1887 年～1897 年)の、行政省庁中における文部省の位置づけや、「文部官僚」の経歴についても併せて考察する。

2. 文部省を取り巻く環境

近代国民国家が、民衆教化を目的とする初等教育から人材登用を目的とする高等教育までの民衆教育回路を形成するのは、国民国家が国民国家たりえるための不可避的行為である。明治維新を経て近代国民国家へと向かって歩み出した明治期日本国家もその例外ではなく、廃藩置県という中央集権化政策を経た後に文部省が設置され教育政策が打ち出されていったのは、まさにこのためであった。そのため明治国家は理念上、国家による教育を最重要のものとして位置づけざるを得なかった。このような認識は、「抑国家ガ一大各機タル以上ハ、其精神上ノ発達ニ就キテモ自ラ其二任ゼザルヲ得ザルハ喋々ヲ要セザル所ナリ。其精神ノ発達ヲ謀ルハ教育ニ依ラズシテ他ニ何物ニ依ルベキゾ。(中略)苟モ一介ノ国家トシテ成立スルトキ、国家ガ教育ノ責ニ任スベキハ固ヨリ理ノ当然ナリ。」⁵などという史料に端的に表れている様に、明治 20 年代には、広く社会に承認されていたことであった。

かくして、教育が国家枢要の事務であると位置づけられたとき、それを統べる文部省はいかに位置づけられていたのだろうか。本章ではこの問題を、文部省会計の推移・文部大臣の位置づけなど、教育行政をとりまいた基礎的な事項を概観し、またそのような状況に対する教育ジャーナリズムの反応を考察する。

まず、『文部省年報』の会計報告を用いて 1875(明治 8)年度から 1896 年度までの文部省の歳出額の推移をしてみる⁶。教育行政全体の歳出額であるが、1879 年度から 1896 年度までの平均をとると 1,177,101 円であった。文部省予算が帝国議会で諮られるまでの年間歳出額はおおよそ 100 万円前後で推移していた。次に文部本省のみの歳出額についても同様に計算してみたところ、1879 年から 1896 年まで、平均 303,250 円であった。教育行政全体の歳出額はおおよそ同額程度で推移していたの

⁵ 『国家教育社設立ノ要旨-社長伊沢修二君演述-』、9-10 頁。

⁶ 『文部省年報』に報告される会計報告は、毎年度その書式を異にしており、1887 年からは歳出額のみ掲載しているため、今回統計をとるにあたっては、全ての年代をそれにあわせて。また、1874 年までは会計報告が掲載されていないため、今回は 1875 年から扱った。

に対して、文部本省の歳出額は 1887 年度に 10 年前の倍額以上を計上したのをピークとして 1894 年度までは年々減少傾向を示していた。

1887 年度からの文部本省の歳出額減少は、省内の局課縮小に伴うものであった。例えば 1887 年 10 月制定の文部省官制では、専門学務局・普通学務局・編輯局・会計局の 4 局を置くとされていたが、1890 年 6 月の官制改正により編集局が廃局となり、1891 年 7 月の再改正で会計局も廃局となるなど、4 年間で省内の局課が半減した[『明治以降教育制度発達史』3 巻: 1019-1033]。1891 年度以降は、新に視学部が設置されたことによって単発的に歳出が上昇した 1892 年度の他は、1894 年度まで減額される傾向にあった。

かような文部省費の減額傾向に対して、当時最も有名な教育ジャーナリズムであった『教育時論』誌は、「文部省ノ行政ハ、容易ナラザルニ由リ、之ヲ拡張シ之ヲ振興シテ以テ大ニ我国ノ教育ヲ盛大ナラシムルコト、全国民ノ安寧ヲ保護スルニ一日モ欠クベラザル政府ノ一大義務」であるが、「年年ニ其経費ヲ節減シテ、教育事業上ノ運動ヲ自由ナラシメズ。其経費ノ十分ナラザルヨリ、視学ノ事業ヲモ十分拡張スルノ場合ニ至ラズ」といった不満を吐露していた⁷。

ただし、行政費の節減は何も文部省特有のことではなかった。例えば外務省や司法省といった他省庁でも、1891 年度以降の歳出額は緩やかな減額傾向にあり、文部省の歳出状況と似通っていた。にもかかわらず教育ジャーナリズムが文部省予算の減額を非難したのは、教育が国家枢要の事務であるという観念があったからであり、さらに「文部省ノ事業ハ之ヲ他ノ諸省ノ行政ニ比シテ其措置ノ容易ナラザルコト」⁸という文部省の他省に対する一種の優位性を主張したいがためであったと考えられる。

予算推移だけを見ても、明治国家における文部省の位置づけは教育ジャーナリズムが主張したような優位的なものではなかった。教育が枢要の事務であることと、それを統べる官庁の優位性とは直接的に結びついてはいなかったのであった。

次に、文部大臣の地位を見てみよう。文部大臣の変遷を追っていくと、2 年以上の在任期間を持つ者は福岡孝弟(2 年 8 ヶ月)・大木喬任(2 年)・森有礼(3 年 2 ヶ月)・井上毅(2 年 5 ヶ月)・菊池大麓(2 年 1 ヶ月)・久保田譲(2 年 2 ヶ月)・牧野伸顕(2 年 4 ヶ月)・小松原英太郎(3 年 1 ヶ月)の 8 名であった。最短は犬養毅の 11 日であり、最長は森有礼の 3 年 2 ヶ月であった。これは、内務省で山県有朋が 7 年半もの長期

⁷ 「文部省」『教育時論』、173 号、1890 年 2 月 5 日。

⁸ 同注 6。

にわたって大臣の椅子に座り続けていたのとは対照的であり、文部省では農商務省と並び、大臣更迭が頻繁に起こっていた。

頻々と生じる大臣更迭に対しても、教育ジャーナリズムは批判的であった。その批判の要点は、大臣更迭に伴う教育行政の停滞・動揺と教育方針の変更への危惧であった。「教育ハ元来一定不変ノ目的ヲ確立シテ、国民ノ要性ヲ伸暢シ国本ヲ培養スルノ事業ナレバ、容易ニ左右スベキ者」ではないにも関わらず「大臣ノ更迭スル毎ニ教育ノ方針ヲ左右」されていることを嘆くような論説が、1887年から1890年にかけて数多く見られる⁹。

確かに、国民教育の基礎たる小学校に関する規定だけを見ても、1872年に学制が頒布されて以来、教育令(1879年)・改正教育令(1880年)・再改正教育令(1885年)・小学校令(1886年)・第2次小学校令(1890年)・第3次小学校令(1900年)・第4次小学校令(1911年)と、明治期を通して7度の改変があり、しかも、その多くは文部大臣の更迭に伴う政策志向の変化から起こっていた。教育ジャーナリズムが、国家教育方針の大臣更迭に伴う朝令暮改的变化に対して危機感を募らせていたのも無理からぬことであった。

ではなぜ、文部大臣はかようにも更迭されることが多かったのか。それは文部大臣の内閣中における地位の低さに起因していた。西郷従道は文部省を「大臣の学校」と呼んでおり、文部大臣の職は他省の大臣となる前に経験しておく程度のものであると認識していた¹⁰。多くの文部大臣は、時の内閣における薩長藩閥のバランス関係にその去就が左右され、教育事務の責任者として適任か否かという問題とは別の所で、人選が行われていたのであった。

以上、極めて簡単にはあるが、文部省の予算推移や大臣の位置づけを概観してきた。ここに現れた文部省の姿は、近代国家にとって教育事務は重要であるという理念とはまるで逆のものであった。文部本省予算は明治20年代を境にして縮小傾向に入り、文部大臣の地位は低いものとして認識されていた。このような理念と現実の差は、文部省構造や「文部官僚」の自己意識、そして社会に及ぼす影響を及ぼしていったのだろうか。

⁹ 「教育ノ独立ヲ望ム」『教育時論』、188号、1890年7月5日。

¹⁰ 「大臣の学校」『読売新聞』、1890年6月16日。

3. 2つの文部省廃止論

さて、上記のような明治国家における文部省の位置づけは、ついには、文部省廃止論という論調を生み出すこととなった¹¹。

以下に挙げるのは、1886(明治19)年11月29日付山県有朋宛森有礼書簡である。管見の限り、これが文部省廃止論が登場する最初の史料である。

今夕大山大臣宅於て御高話中、文部省を内務省の管轄に属するを可とすとの高案は、或は理利共に方今の国勢に相応の事ならん。就ては明日は小生より其議を内閣会に提出する方妥当なりと考候に付、為念此旨申進候也。十一月廿九日 有礼 内務大臣殿¹²

森有礼は、文部省を内務省の管轄にすることが現在の国勢上相応だと認識していた。こともあろうに文部大臣である森自身が文部省の内務省移管(事実上の廃止)を理利としていたのはなぜか。これについて久木幸男は、森は「教育行政が本来内務行政の一部である」ことを「理」とし、「行政経費の節減」を利としていたことを指摘している[久木幸男 1985]。確かに、当時の地方教育行政は地方長官の管轄下にあり、また多くの地方行政組織中、学務課は内務部に属しており、地方にとって教育行政は内務行政の一部であったと言える。地方では内務部扱いの事務を、中央では文部省が内務省から独立して管轄していることの「理」は、その一面を見る限りでは無かった。また、文部省を内務省の一局とすることで、毎年100万円近くの行政費の節減となり、財政上の「利」もあった。このような、文部省を内務省の一局にすべきであるという文部省廃止論は、他にも多く見られる。

例えば福沢諭吉は、文部省予算について「事の速にして盛大なるを求めず」と提言した上で「此際或は文部省を廃し内務省に学事局を設けて事足る可し」という「或人」の説を紹介している¹³。この説の可否を福沢は「他日に譲」¹⁴としたが、この2ヶ月後福沢は『時事新報』で、議会開設に向けて政費節減の必要性を論じる中で、「無用の官員を沙汰するは今の各省各府県庁を其のまゝにしても行はる可きなれども、政府がいよ／＼政事のみを為さんと覚悟するに於ては、省庁の全体より廃す可きものある可し。(中略)例へば農商務省、文部省の如き、是れ」であるとの論説を

¹¹ 先行研究としては、久木幸男(1985)が挙げられる。

¹² 1886年11月29日付伊藤博文宛森有礼書簡(『伊藤博文関係文書』7巻。)

¹³ 「文部大臣の後任」『時事新報』、1889年2月28日。

¹⁴ 同注12。

展開した¹⁵。

帝国議会議員の発言中にも同様の文部省廃止論を見出すことができる。衆議院の中で最も強硬な文部省批判を繰り返していた長谷川泰は、1892年に起きた修身教科書秘密漏洩事件¹⁶に関する発言の中で、「我々ハ元勳諸侯ニ望ム、夫ノ弄花事件ヲ退治セラレタ山県陸軍大将、アア云フ御手際デ此文部省ニ往カレマシテ此化物屋敷ヲ退治サレルカ、然ラザレバ文部省ヲ全廢シテ内務省ノ一部トスルカ、政府ハ二途孰レヲ取ルカ、斯ノ如キ化物屋敷ヲ其儘置イテ我帝国議會ニ予算ノ協賛ヲ求メルト云フノハ実ニ驚入ツタ話デアル」[『帝国議會衆議院議事速記録』5巻:462]と、抜本的文部省改革もしくは内務省への移管を政府に要求していた。

明治20年代の文部省廃止論は特に、文部省の施政批判という形で展開されていた。

世人ノ文部省ヲ不必要ナリト説ク者ノ言ニ曰ク、文部省ハ、正当ナル教育事業ノ統攝ノミニ止ムナラバ、之ヲ内務省ノ一局ト為スニ及ハズ、矢張従前ノ如クニ、一省ト為シ置クヲ可トス。然レド視学ノ事業十分ナラズ、就学督責ノ法ヲ厳行スルコト能ハズシテ、却テ文部省ニテ正当ニ為スコカラザル如キ、民間ノ事業ニ類スル事ヲモ経営スルノ実アルニ於テハ、之ヲ廢シテ内務省ノ一局ト為スモ、敢テ不都合ナカルベシ。諸官立学校ハ内務省之ヲ監督シ、其經費ハ大蔵省之ヲ支出スレバ、別ニ文部省ノ手ヲ藉ルニ及バズ¹⁷。

文部省が、「視学」や「就学督責」などの文部省としての本来業務を十分に行っていないという批判と共に、事務の移管を通じた廃止論が生じていたのであった。

以上のような、文部省を内務省の一局とすべきだとする文部省廃止論を、ここでは「内務省一局型廃止論」と呼ぶ。「内務省一局型廃止論」は、地方行政と中央行政の事務とを一本化する必要性や、文部省の事業に対する批判からわき起こった議論であり、そこに政費節減という意義が付与されつつ展開されていた。

しかし、政費節減にその意義を見いだそうとする「内務省一局型廃止論」に関しては、国家における教育行政の重要性という立場からの反論があった。内閣記録課

¹⁵ 「国会準備の実手段」『時事新報』、1889年4月25日。

¹⁶ 1892年、京都巡視中の沢柳政太郎が、書肆から賄賂を受け取り、作成中の修身教科書の内容を漏らしたと伝聞されたことから起きた事件。しかし、実際のところは賄賂を受け取った形跡はなく、修身教科書の内容を、新聞記者が覗き見をして報じたことが、このように伝聞されただけに過ぎなかった。ただ、この事態に対して、沢柳政太郎と辻新次(文部次官)が辞任している。

¹⁷ 「文部省」『教育時論』、173号、1890年2月5日。

長時代の牧野伸顕は、「文部省ヲ廢シテ、之ヲ内務省ノ一局トナストキハ、全国ノ教育ヲ統攝シテ之ヲ画一ナラシムルコト能ハザルモ、一局ノ事業トシテ国家ガ教育ヲ担任シ督励スルノ責ヲ尽スコトヲ得ベキカ如何」との疑義を呈し、「教育ノ事業ヲ鞏固動ス可カラザルモノト為スコト目下ノ一大急務ナリ。只費用ノ一点ヨリシテ其要不要ヲ論スル如キハ、未ダ教育ヲ国家ノ事業ト認メザル者ノ論ナルノミ」と論難した¹⁸。また『教育報知』でも、「文部省特置の必要を論じて改進黨自由兩党の党議に及ぶ」という論説で、「教育事務は、精神上の利害を目的とするものにして、他の物質上の利害を目的とする行政とは、大いに其趣を異にし、教育行政を他省の掣肘から独立させることこそが急務であるとした。また、「教育のこと、既に国家行政の目的を達するの最上方便なりとせば、国家亦當きに教育に特別の座位を授け、以て其特に尊重すへき」であると、教育行政の特殊性・重要性を積極的に論じる形で「内務省一局型廢止論」に対峙していた¹⁹。

さて、このような「教育に特別の座位を授け」ようとする立場は、度重なる文部大臣の更迭に伴う教育方針の動揺を懸念する立場と結びつくことによって、「内務省一局型廢止論」とは全く異質の文部省廢止論を発生させた。それは、文部省の「政局外化型廢止論」とでもいうべきものであった。これは、教育行政の近代国家における重要性を極限まで認めたところから生まれたものであった。

以下に挙げる『教育時論』の論調が、「政局外化型廢止論」の典型をなすものである。

教育ハ国家ノ要素タルモノニシテ、国ノ独立不羈ヲ謀リ、日本ノ文明ヲシテ益々高度ニ進マシメントセバ、教育ノ基礎確乎トシテ動かザルノ地位ニ立タザルベカラザルハ勿論ナルニ、従来文部省ハ、内閣ニ變動アリ、文部大臣ニ更迭アルコトアレバ、随テ教育ノ主義ニマデ変更ヲ来タスコト少ナカラズ(中略)此頃政府部内ニテモ、文部省ヲシテ政治局外ニ独立セシメ、帝室ノ管理ニ属セシメンノ建議ヲナスモノアリ、内閣大臣中ニテハ山田、松方、西郷等ノ各大臣、枢密院ニテハ、東久世、副島、福岡、佐野、元田等ノ各顧問官ニモ、賛成ノ意ヲ表シ居ルト云ヘリ²⁰。

ここでは、「教育ノ主義」の動揺を防ぐ方法として「文部省ヲシテ政治局外ニ独

¹⁸ 小学校令ニ関スル意見「牧野伸顕関係文書」、国立国会図書館蔵、1890年。

¹⁹ 「文部省特置の必要を論じて改進黨自由兩党の党議に及ぶ」『教育報知』、285号、1891年10月17日。

²⁰ 「文部省ノ独立」『教育時論』192号、1890年8月15日。

立セシメ」、現状の一省から「帝室ノ管理」下に移管させるべきだとする論説が、政府内においても同様の論調があったことを紹介しつつ呈示されている。すなわち、教育行政を帝室管理下とすることによって、文部大臣の地位を、内閣組織変動の影響から乖離させようとするものであった。かような「政局外化型廃止論」も、「内務省一局型廃止論」と並んで、明治 20 年代に盛んに論じられていた。

教育学者であった三宅米吉が、このような立場で文部省廃止論を展開していた代表的人物であろう。三宅は自らが主催する雑誌の中で、文部省の事務を他所、つまり内務省・大蔵省・農商務省に移管することは、教育行政改革の本質ではないとし、その本質を、「又其ノ施政ヲシテ成ルベク常ニ変動障碍ナカラシメン」ことに見出していた。そして、それを防ぐ方法としては、先の帝室管理下ということではなく、「宜シク直ニ内閣ニ隷セシムベシ」と提言していた。これによって教育行政を担当する者に「適当ナル人物ヲ撰用シ得ベク、其ノ更迭ヲ屢スルコトナキヲ得」、その安定が担保されるという論を展開していた²¹。

『教育時論』と三宅米吉の両論説は、教育行政を帝室管理とするか内閣管理とするかの違いはあれど、その重要性を述べつつ、文政の停滞を最大限抑えるための方策を論じる形で文部省廃止論を展開していたという点では、ほぼ同様のものであった。ただここで三宅の論の特徴を挙げるならば、教育行政にはそれに通じる人物を選任すべきだと言及した点にあるだろう。

そしてこれらの、教育行政は国家枢要の事務であることを前提として、その動揺を防ぐために文部省を廃止して教育担当部局を政局外におき、教育専門官にそれを担当させるべきだという「政局外化型廃止論」からは、さらにその亜流ともいえるべき論調が生み出された。すなわち、教育方針を決定する意志決定機能のみを文部省から分離、政局外化させ、文部省はその事務機関としてあるべきだというものであった。

教育の方針は世界通有の大理により其国特別の歴史及び事情によりて確然と一定すべきものありて、之れを指定するは其の国全体の任にして大臣一己の私すべきものに非るなり。只其の国全体の意見を大成して之を言語文章に現はし秩然組織して範を天下後世に示すは、大有力者、大見識の事にして(中略)この人一たび出で、其の方針を画示するに及ばず、文部当局者はこれを教育的国是として之を実行規画するの計をなすべし。文部

²¹ 三宅米吉「文部省ヲ廃スベシト云フ論」『文』、2-8号、1889年4月30日。

大臣の任はこの規画の末に在りてかの方針の上には非るなり²²。

ここでは大有力者・大識見が決定した教育国是ともいうべき規範に、文部当局者は従うべきだと論じられていた。また、「内務省一局型廃止論」に対抗していた牧野伸顕も、同様の意見であった。牧野は、「教育事務ヲ合議体ニ非サル行政官ニ全委スルヨリ起ル弊害ヲ防クノ策ヲ講セサル可カラス。而シテ此ノ策ハ合議体ノ決議ヲ以テ非合議行政官ヲ羈束スルニ外ナラサルコト言ヲ俟タス。即チ今日ノ教育会ヲ以テ公法上ノ団体ト為シ、以テ文部大臣ヲシテ学制上重大ノ事件ヲ決定セントスル毎ニ必ス其ノ意見ヲ聞クノ義務アラシムル、是レナリ」²³と、明治 20 年代から全国各地で徐々に設立されてきていた教育会の議論を、文部省は教育方針決定時に重視すべきだとしていた。

そして、意志決定機能を文部省から分離させ、政局外の専門家に教育方針を決定させようとする議論は、実際には牧野が文部次官となった井上毅文政期に、高等教育会議構想として文部省内で議論されるようになった²⁴。

以上、本節では明治期、特に明治 20 年代に登場した文部省廃止論について検討してきた。当時の文部省廃止論には大きく分けて二種類のものであった。一つは文部省の施政批判や政費節減政策から生まれた「内務省一局型廃止論」であり、一つは教育方針の動揺を防ぐための「政局外化型廃止論」であった。この二種類の廃止論は、どちらも明治政府における文部省の位置づけの低さから発生してきたものであり、明治中期までの文部省は、常にこのような言説の中に晒されていたのであった。

4. 文部官僚の自己意識と登用回路

以上のような文部省廃止論が喧伝されながらも、周知のように文部省は戦前を通して一度たりとも廃止・改組されることはなかった。経費節減を主眼とした「内務省一局型」による廃止は、明治国家が理念上ではあれ教育を最上位のものと位置づけている限りは、論理的に不可能なことであったことは容易に推察される。では、

²² 岩下方平「教育の方針」『国光』12号、1893年4月10日。

²³ 同注21。

²⁴ 井上文政期の高等教育会議構想については海後宗臣(1968年)に詳しい。また実際、蜂須賀文政期の1897年には、高等教育会議が組織された。

その理念を最大限に認めることを前提として展開された「政局外化型廃止論」が実行されなかったのは何故なのか。本章ではこの問題を解く鍵は文部省の行政中における位置づけやその構造にあると考え、この点を論究する。

「文部官僚」が、文部省という国家行政組織中で省務をとり続けるのであれば、彼等の身分は制度上、行政官僚である。しかし、教育行政は特殊性・重要性を有するが故に、一介の行政官の手に負わせることは不可能であり、教育に関する専門知識人による教育方針の決定を必要とし、それによって教育方針を政局動揺とは無関係のものとする必要があると認識されていた。「教育ハ衛生事務ノ如ク一ノ専門事業ナレハ、通常行政官ニ於テ専決処分」させることは出来ないとした牧野の言や「政局外化型廃止論」の骨子は、まさにこれであった。

このような言説に取り巻かれていてなお、文部省がその存続を可能していた理由を論理的に突き詰めれば次の一点に尽きるだろう。近代日本の文部省はその構造上、擬制的に政局外に存在していた、すなわちこれである。本質的には一行政組織でありながらも、文部省は他省と比して政局動揺とは無関係な省であると見せかけることによってのみ、行政組織の一部としての文部省は存続し得たと考えられるのである。そして、この擬制的な政局外化を可能とする要素は、第一に、「文部官僚」が自己を一介の行政官ではなく教育知識・経験に精通した教育専門官であると自認する、またはそのような知識を持った人々が「文部官僚」となること、第二に、そのような人々を文部省独特の登用回路を経由することで再生産し続け、第三に、以上の二点が社会的に是認される、つまり社会に内在化する、この三点であると推察される。それでは、これらの要素がいかほど満たされていたのかについて、一点ずつ実証していこう。

4.1 教育専門官としての「文部官僚」

表-1 は、1886(明治 19)年から 1912 年までの文部省高等官(勅任官)を表にしたものである。

牧野伸顕・都筑馨六・柏田盛文・千家尊福を除く者は全員、その職に着任する以前に文部本省の奏任官・帝国大学教授・直轄学校長や教員などの経歴を踏んでおり、教育専門官たりえるだけの知識と経験を持った人々であった。この中でも特に、辻

新次・浜尾新・久保田譲などの文部省草創期から文部省に出仕し²⁵、そこで高等官にまで出世していった人々の省内における影響力は絶大なものがあった[拙稿2008]。辻新次の力は「文部省の辻か、辻の文部省か」と言われるほどのものであったとされる[安倍季雄 1987]。また、3人の出身地はそれぞれ松本藩(辻)・豊岡藩(浜尾・久保田)であり、彼等のような非藩閥出身者が文部省内で影響力を有していたことは、出身地という要素が、「文部官僚」としての出世に直接的な影響を及ぼしていなかったことを意味しているだろう。つまり、「文部官僚」として登用され出世するには、出身地よりもむしろ教育知識・経験が重視されていたと考えられるのである。

この表を用いてさらに分析していこう。他省庁での勤務経験を有した者は、全体の45%であった。これによれば、他省勤務経験者は存外多いと言えよう。しかし、他省で高等官を経験した後に文部高等官となった者は奥田義人・高田早苗・都筑馨六・牧野伸顕・安広伴一郎の5人であり、全体の15%に過ぎず、30%の者は文部省の生え抜きであった。このことは、文部高等官の多くが、自身の出世コースを文部省に見出していた事を意味しているのではないだろうか。

さらに、局長ごとにその経歴の差をみれば、実業学務局長・専門学務局長は、ほぼ全員が帝大教授か直轄学校長の経験者であった。専門学務局長は、浜尾と牧野を除けば、本省勤務経験を踏むことなく抜擢されていた。一方、普通学務局長はこれとは対照的に、千家・安広・松村を除いて、本省勤務経験を経た後に着任した人々であった。この差は、それぞれの局が取扱う事務に起因すると考えられる。専門学務局は「大学校・中学校・専門学校・技芸学校・高等図書館・学士会院・学会、及学位ニ関スル事務ヲ掌」った局であり、普通学務局は「師範学校・小学校・幼稚園・女学校・普通図書館・教育会、及通俗教育ニ関スル事務」を担当していた[『明治以降教育制度発達史』3巻:1025]。そのため、専門学務局長たる人物には、高等教育の現状を知る現場経験者を登用していたのであろう。一方、普通学務局は、地方学事巡視などを通じた地方教育行政の指導・監督を主たる業務とするために、その経験を持つ本省勤務者の中から、優秀な人材を普通学務局長として選抜していたのであろう。その意味で、文部高等官はそれぞれの業務に適した知識や経験を持つ専門官僚として、適材適所に配備されていた。そして彼等「文部官僚」は、その実態に裏打ちされた教育専門官たる自己意識を醸成していったと考えられるのである

²⁵ それぞれの入省年は、辻新次(1871年)浜尾新(1872年)久保田譲(1872年)。

が、この自己意識については次章で検討する。

4.2 人材登用回路

そして、「文部官僚」を一介の行政官ではなく、教育専門官たらしむることを目的とし、そのような人々を安定的に文部省内に確保するためには、その登用回路は文部省独自のものでなければならない。

文部高等官の多くが、帝大教授・直轄学校長などの経歴を有していたことは前ほど見たとおりであるが、ならば、「文部官僚」への登用回路としてこれらの機関が重要な役割を果たしていたことは言うまでもないだろう。1889年に、学問の独立という観点から帝国大学の文部省からの独立が議論されたことがあった²⁶。しかし、文部省は帝大教授を高等官へ登用し擬制的に政局外化することで教育方針の動揺を防いでいたのであり、この両者を分離独立させることは文部省にとってみれば不可能な要求であった。文部省は帝国大学を、人事回路中に包摂しておかなければならなかった。これは、直轄学校に対しても同様であった。

また、文部省は帝大・直轄学校の他にも教育社会をその人事構造に組み込んでいた。例えば、辻新次は、1883年に設立された近代日本最大の教育会であった大日本教育会(帝国教育会の前身)の初代会長であり²⁷、沢柳政太郎もまた、同会の会長であった。そして、同会の定議員など、上級委員の多くも「文部官僚」によって占められており、積極的にそこで活動していた²⁸。

井上毅文相の下でブレーンとして働いていた寺田勇吉も、埼玉県の吾妻教育会の客員会員であった²⁹。そもそも彼が「文部官僚」となったのは、ドイツの教育政策に関する豊富な知識が辻新次に見込まれたためであり、教育専門官となることが登用当初から期待されていた[寺田勇吉 1919]。

明治期の教育ジャーナリストの代表的人物である湯本武比古も、1896年に『教育時論』を発刊していた開発社の社長となるまでに、文部省御用係・学習院教授・明

²⁶ 「帝国大学は何を以て独立せざる可からざる歟」『読売新聞』、1889年4月24日。

²⁷ 大日本教育会に関しては、白石崇人氏の一連の研究がある。

²⁸ 「辻新次関係文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵)には、大日本教育会会長としての辻新次へ宛てた書簡が多数見られ、その内容も、辻が教育会の運営にかなり積極的に関わっていたことを示すものであり、彼等のポストが決して名目上のものでなかったことを物語っている。

²⁹ 『吾妻教育会雑誌』10号、1889年9月25日、明治新聞雑誌文庫所蔵。

宮(後の大正天皇)御教育係などを歴任しており、開発社社長となった後も文部本省の勤務はなくとも、東京市学務委員となるなど教育行政に深く関わり続けていた[「湯本武比古先生略年譜」1987]。つまり、文部省と教育会とは相即関係にあったのであり³⁰、この独自の登用回路を通して、教育専門官としての「文部官僚」を再生産し続けていったと考えられるのである。

その一方で文部省は、人事の側面からいえば他省庁との関係は薄かった。前に文部高等官の経歴を分析したとき、この登用経路を経由せずに高等官となった人物は、牧野伸顕・都筑馨六・柏田盛文・千家尊福のみであり、全体の12%であったことを見た。その他の者は、他省勤務経験を有してはいたが、必ず文部省独特の登用経路を経て高等官となっていた。すなわち、文部省の登用回路を図式的に言えば、他省庁からの異動という横軸ではなく、教育専門官の再生産のための縦軸の回路であった。そして、かような回路で「文部官僚」を登用し続けたがために、文部省には「文部官僚閥」とでもいうべき、他省とは全く異質の官僚閥が形成されていったと考えられるのである³¹。

ここまで、文部省を擬制的に政局外化せしめていた、「文部官僚」の実態・自己意識・登用回路という教育行政内部の条件について考察してきた。それでは、それはいかにして近代社会に内在化していったのか。

5. 「神聖」なる文部省

我々は、「ことば」を用いて世界を認識する。きっかけは例え小さな政治抗争であったとしても、そこで表象された言説が人々の認識体系を再構成し、観念的構造

³⁰ 今回教育会と文部省との関係を調べる上では、代表的「文部官僚」を対象とした。しかし、教育会の会員だった者がどの程度文部省へと登用され、どのような局課で働いていたのかについての統計分析は、大日本教育会の会員名が現在の史料状況では特定が難しいということの問題があるため、今後の重要課題として残っている。

³¹ 先行研究では、近代文部省内部には、帝大を基盤とする「大学派」と、高等師範学校を基盤とする「茗溪会派」の二大官僚閥があったとされている。しかし、この両機関は、共に文部省の人事回路の中に組み込まれたものであり、また彼等の対立は主に教育方針を巡るものであった。本稿第5章で扱う「明治30年文部省紛擾」では、両派が協同して都筑馨六の省内からの排除に動いており、人事などの点では共通した認識をもっていたと思われる。

として社会に内在化することは事実、ある³²。本章では、擬制政局外という近代日本の文部省構造が、社会内在化していく契機を作ったものとして「明治30年文部省紛擾」³³を捉え、そこで表象された文部省に対する認識を検討する。

5.1 「明治30年文部省紛擾」の概要と文部官僚の自己意識

1896(明治30)年9月18日、薩摩閥(以下、薩派)の松方正義(内閣総理大臣)と進歩党の大隈重信(大蔵大臣・農省務大臣)が提携した第二次松方内閣(松隈内閣)が発足した。前内閣の第二次伊藤内閣が自由党と提携していたように、第二次松方内閣も、藩閥と政党とが提携したものであった。この内閣は、政党内閣制の前段階である「責任内閣」的性格を持った内閣として、社会的には大いに歓迎されていたが、その一方で、政党を心底嫌う長派勢力、特に「山県閥」からは、政党による既得権益の侵害(具体的には獵官の横行)が危惧され、危険視されていた[坂野潤治 1971]。そのため山県有朋は、政党による獵官の機先を制するために、長派と親密な関係にあった蜂須賀茂韶が大臣を務める文部省に、腹心の部下であった都筑馨六・安広伴一郎を、それぞれ文部次官・普通学務局長として送り込んだ。しかし、この人事に対して、文部省内における「文部官僚」閥やマスコミが一斉に反対運動を起し、これが政治抗争にまで発展し、都筑馨六らが文部省から排斥される事態が起きた。これが「明治30年文部省紛擾」である。

ここで重要なのは、反対した「文部官僚」やマスコミの反対理由である。反対派の急先鋒にいたのは、浜尾新・久保田譲・嘉納治五郎などの文部省に古くから勤務していた者であったが、彼等の反対理由はどのようなものであったのか。

まず彼等は、都筑・安広らが「教育行政未経験者」であることを理由に、その入省を拒んでいた。『都筑馨六伝』では、教育に対して未経験であったことが入省を拒絶された最大の理由であったと記されている[『都筑馨六伝』 1926: 138-153]。浜尾が牙城とする帝国大学内部では「近頃大学派の学者中文政の荒廢其極に達せるを見、又無経験無能力の徒続々文部省内に入込まんとするを見て教育事業の前途の

³² 例えば、第二次世界大戦後の世界が、「東西冷戦」や「テロとの戦い」などと表象され、多くの人間がそのように世界を認識してきたことを考えれば、このことは承認されよう。

³³ 鄭賢珠(2006年)が代表的な先行研究として挙げられる。しかし、いまだその政治過程については不明瞭な点が多く、現在、筆者が別稿を準備している。

為に傍観すべきにあらず」³⁴との理由から、反対運動が生じていた。また、反対運動の動向を伝えた新聞紙などでも、

教育に経験ありとも聞えぬ安広局長来り今又都筑氏来らんとするより斯くては文部省なる者如何なる運命にか陥らんなど騒ぎて浜尾総長は蜂須賀大臣に面して近来の人選を非難し且つ大隈外相を訪問して其非を鳴らし専ら排斥運動を務むと聞ゆ³⁵

と報道され、反対運動を進める者の心中に教育未経験者は文部省には不要であるとの論理があったことが示されている。

それではなぜ、教育未経験者排除がこの時に都筑批判の論理として正当性を得たのだろうか。その理由としてまず考えられるのは、都筑が文部省特有の登用回路を経ずに高等官となっていたことである。前章でも考察した通り、文部省内で高等官となるためには大学教授・直轄学校管理職・文部本省の下級官吏などの経歴を踏んでいる必要があった。他省からの横滑りで「文部官僚」となった者でも、そこで高等官となるためには、この登用回路を通っておかねばならなかった。しかし、都筑はこれを経ていなかった。つまり、都筑は教育専門官としての資格を有していなかったことが、反対運動の生じた理由として考えられるのである。そしてもう一点、この時の文部省の政策事情も影響していたと考えられる。このころの文部省は、井上文政期からの継続事業であった議会に対する実業教育費国庫補助の増額要求・中等教育制度改革・地方視学設置などの教育事業の拡大政策に取り組んでいた。また、日清戦後に義務教育費国庫負担法が成立するなど、明治20年代後半から30年代にかけては教育行政の拡張期であった。そのため、これらの教育制度・行政改革を行うに当たって、教育に関する専門知識・経験が、このとき特に強く求められていたのであろう³⁶。

さらに、「教育行政未経験者」と並んで反対派の論理にあったのが、「一般行政官の排除」であった。

都筑・安広は文官出身者であり[佐々木隆 2007]、行政手腕に関していえば、「学者」連と呼ばれた教育専門官たる「文部官僚」よりも卓越していたと推察される。そのことは蜂須賀文相も意識しており、都筑・安広を抜擢した理由を「従来教育の

³⁴ 「帝国大学の不平と文部大臣の失政」『読売新聞』、1897年4月27日。

³⁵ 「対文部意見」『朝日新聞』、1897年4月27日。

³⁶ 例えば、帝国議会で久保田譲は、蜂須賀の高等教育会議設置意見について、フランスにおける高等教育会議の例を挙げつつ、蜂須賀の無知を批判していた。

一方にのみ通曉して行政の事に明ならざる官吏は之に不適任なるを信じ、寧ろ創業的なる今日の場合に際しては、仮りに教育専門の事に幾分か智識を欠くも、行政練達の士を挙ぐるの可なるを信じて、遂に都筑、安広両氏を選抜した³⁷と語っている。これを反対派の立場に置き換えれば、彼等は文部省に「行政練達士」が入ることに対して、それほど的重要性を感じていなかったということになるが、これはなぜか。筆者は、これは擬制政局外という文部省構造に起因するものと考ええる。つまり、教育行政を政争から乖離させ、その動揺を防ごうとする論理である。以下に挙げる杉浦重剛の言説が、これを端的に示している。

恐るる所は其椅子の強固にあり。元来文部省は他省と大に趣を異にし国民の教育を掌る所にして其関係大なるを以て、屢々当局者を変るは最も忌む所にして、仮令内閣の更迭するも文部の適任者は据置の儘ならんを望む。されば今回の次官の如きも其椅子を踏台視して大に他の利用をなさんとする者の如きは勿論排斥せざるべからざるなり³⁸。

これまでの文部省は、政局の変化と共に当局者の変動が頻繁に起こっていた。しかし、文部省は国民教育を掌る重要な省であるため、それは最も忌むべき現象である。今回の都筑文部次官候補は、その次官の「椅子を踏台」にして利用しようとしているだけであり、そのような次官は認めることができない。杉浦はこう語っていた。

教育専門官たる経歴を持たないばかりか、教育事業に専念せず行政部内での出世を目的としてのみ教育行政に関わろうとする者が「文部官僚」として登用されることが罷り通ってしまえば、文部省は他省と同様に政局中にある官庁としての姿をさらけ出してしまう。すなわち、文部省の擬制的政局外という構造が、都筑入省によって崩壊しかねない。杉浦の言説には、このような危機感が背景にあったと考えられるのである。次節の内容を先取りすれば、「文部次官論」と題した『読売新聞』の社説でも、都筑が文部次官に相応しくない理由として、

内に現内閣転覆の野心を包蔵し外、堂々對抗の力なきが為大臣の無能無力に乘じ窃に己の党派を以て文部省内に根柢を据へ朋党比周漸次勢力を養ひ機を見て内部より内閣の更迭を促さんとするものあり現内閣の為には獅子身中の虫にして此の如きものを用ひるは内閣の運命を危くするのみならず我教育事業の主務省をして遂に党争の魔窟とならしむ

³⁷ 「文部紛擾の成行」『中央新聞』、1897年4月27日。

³⁸ 同注36。

るものにして是亦断じて任用すべからず³⁹。

と論じられていた。政局外に文部省を置くことによって政争による教育行政の動揺・停滞を防ごうとする論理が、教育専門官たる自己意識という形で「明治30年文部省紛擾」の結果、再認識・強化されたと考えられるのである。

5.2 新聞史料に見る文部省認識

さて、これまでは紛擾の経緯、「文部官僚」の自己意識について考察してきたが、本節では当時、この紛擾が新聞紙においていかなる報道をされていたのかについて分析する。これを通して「明治30年文部省紛擾」が社会的にいかなる影響を与えていたのか、時の文部省はどのように報道されていたのか、そして教育行政を取り巻く社会状況はいかに変化していったのだろうか。

今回検討した新聞は、『東京朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』『報知新聞』『万朝報』『国民新聞』『東京日日新聞』『中央新聞』の8紙で、当時、東京で多売されていた新聞を網羅した。分析期間は、紛擾が表面化した1897年4月・5月の2ヶ月間とした。僅少な期間ではあるが、この間全ての新聞で連日のように文部省に係る報道がなされており、この紛擾に関しての記事は大小併せて134を数えることができた。なぜこれほどまでに、この紛擾は社会的な関心事となったのだろうか。『国民新聞』には次のようにある。

長派分子を其体中に注射するときは、天下は現内閣が一旦棄てんとせる藩閥に還るものなりと想ふべし(中略) 現内閣及進歩党は天下の輿望を負へり、然る所以のものは長派を棄て、藩閥を去る是れ一、惻巧なる似而非理屈を去りて直截明白に立憲政治を行ふ是れ二、現内閣及進歩党は是の二者を行ふが為め倍々提携を固むるの必要あるなり。近頃現内閣が長派を現政府の一角に入れて、其れをして跳梁せしむるに甘ぜんとすとの世評あるは、吾人の信ずる能はざる所なり⁴⁰。

すなわち、民間では松隈内閣は責任内閣制の第一歩として認識されていたのであり、長派勢力の内閣伸張はそれに逆行する動きとされていたのであった。そのため、

³⁹ 「文部次官論」『読売新聞』、1897年5月4日。

⁴⁰ 「現内閣及進歩党」『国民新聞』、1897年5月6日。

都筑・安広など、「山県閥」であると明確に認識されていた⁴¹人々の文部省入省の動きは、政党と連立して発足した内閣そのものの在り方を問うものとして、注目されるべき事象だったのである。また、日清戦後、国民教育の充実が求められていたことや、政府内で他にも生じていた会計検査院紛擾・逓信省紛擾・農商務省紛擾などと並べて、内閣の不安定さを物語る事件であったことも、その理由として考えられよう。

そして、かような視点から文部省紛擾が捉えられた場合、都筑入省に対しては批判的な報道とならざるを得なかった。分析した8紙のうち『東京朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』『報知新聞』『万朝報』『国民新聞』の6紙は、都筑の次官就任に批判的であった。この中で『東京朝日新聞』『毎日新聞』『報知新聞』は松隈内閣の「御用紙」⁴²と呼ばれており『読売新聞』『万朝報』『国民新聞』は反藩閥を標榜していた[春田昭彦 2003]。これらの新聞誌は、紛擾の経過を反対派の動勢やその反対理由を通して報道するかたわら、社説欄で都筑入省に反対する自社の論説を、各社それぞれの視点から展開していた。

例えば『朝日新聞』では「今日の教育界は戦後経営の故をもて特に肝要なりと云ふにあらずや。然るに教育に無経験なる人を拉し来て事に当らしめんとす、寧ろ教育社会を侮蔑せる者と云ふべし。之に大臣たり次官局長たるべき人は少くも多少教育系内に在るを要す。」⁴³というように、教育行政官の、教育経験と教育界の後ろ盾の必要性を指摘していた。また、『読売新聞』は「文部次官論」と題した社説で、文部次官として不適任な者として、「輿論に背反」するもの・「権勢の野心」をもつ者・文部省を「党争の魔窟」とする者・「現内閣と反対の位置」に立ち「元老政治家を後盾」とする者・「教育事業に糸毫の経験」なく「経験を積むの資格と誠実」がない者・「徳操・器量」のない者、と7点の不適任者である条件を挙げ、特に都筑馨六個人を批判していた。『読売新聞』や『朝日新聞』は、特に都筑個人の資質を問う形でその入省に反対する立場をとっていた。

『国民新聞』では、前にも挙げた史料のように、薩派と進歩党との連立政権としての松方内閣を歓迎し、これに反抗する長派の排除の必要性という立場から報道を行っていた。

このような報道がなされていた中で、『毎日新聞』が掲載した記事は特筆に値す

⁴¹ 「内閣と文部省」『国民新聞』、1897年4月21日。

⁴² 「伴食退治」『東京日日新聞』、1897年5月1日。

⁴³ 「対文部意見」『朝日新聞』、1897年4月27日。

る。

教育は国家民人に尤も重要な干繁を有するもの、政治以外に別に神聖なる地歩を占むべきは、国家教育の府たる文部便ち是。正人君子、今の世に之を望むは不可能の事とするも少くも文部の局に当るものは、才徳兼備、優に民人崇仰の中心、国家重をなすの儀範たるに足るの人たらざるべからず。(中略)文部は神聖ならざるべからず、道義の府たらざるべからず、道義の何たるをも知らざる、彼れ馨六一輩をして、其の神聖を汚がさしむる文部は今や吊すべく、哭すべき、野心の傀儡となり畢れり⁴⁴

『毎日新聞』は、都筑入省に反対するのは、教育に未経験であるとか長派であるとかといった理由ではないとした上で、文部省は「神聖」であり「道義の府」であり、「都筑一派」の入省が、文部を汚し野心の傀儡の府とさせるとの理由から反対であるとの立場をとったのであった。「教育」という行為が「神聖」とされることは森有礼文政期からあったが、それを統べる文部省が「神聖」という言説で表象されたことは、管見の限りこれが初めてである。「教育は国家民人に尤も重要な干繁を有するもの、政治以外に別に神聖なる地歩を占むべきは、国家教育の府たる文部便ち是」、ここからは教育行政を政治の局外に位置づけようとする意識を窺うことができる。

このように各紙によってその立場は様々であったが、これらをまとめると、都筑入省に反対する新聞は、都筑に対して「教育未経験者」「教育行政を乱す者」というレッテルを貼り、その入省に反対する報道を展開していた。そしてこれは、都筑入省に反対する「文部官僚」勢力が使用していた論理と重なるものであり、それを無批判に受け入れ、彼等を擁護するものであったといえよう。

しかし、ここで再確認しておかなければならないことは、これらの新聞が「明治30年文部省紛擾」以前から文部省や「文部官僚」に対して肯定的であったわけではなかったということである。つまり、政費節減の立場から文部省を不要とする「内務省一局型廃止論」が大々的に論じられ、また、「文部官僚」に対しては、文部省に巣くう「化物」「幽霊」⁴⁵であるとする報道を行うこともあった。これらのことを思い起こせば、この紛擾の結果、多くの新聞紙が、「文部官僚」の使用する論理を無批判に受け入れ、かつ文部省を「神聖」だとする言説でその在り方を論じたことの意味は重大だと言わねばなるまい。

⁴⁴ 「文部を如何する」『毎日新聞』、1897年4月25日。

⁴⁵ 「伊沢修二氏の幽霊談」『読売新聞』、1893年10月4日。

「明治 30 年文部省紛擾」を政治史的に見れば、確かに、文部省への「山県閥」の介入とそれに抗う「文部官僚」という単なる政治的軋轢に過ぎないものであった。しかしこれを、本稿の問題関心に照らしてみれば、「文部官僚」の自己意識の発露・強化と、擬制政局外という文部省構造の社会内在化の契機であったと位置づけることができるのである。

6. おわりに

近代文部省はいかなる構造を持ち、「文部官僚」はいかなる人々であったのか。

近代日本において、教育行政は理念上最上位の事務として位置づけられていた。しかし、この理念とは裏腹に、教育行政を統べる文部省は省庁ヒエラルキーの底辺部に位置づけられ、文部大臣の地位はその適性如何にかかわらず、藩閥のバランス関係の中で変動していくものであった。そのため大臣更迭は頻繁に発生し、それに伴って特に明治 20 年代以前の教育方針は流動的となり、ついには文部省廃止論という言説を生み出していった。文部省はこの理念と現実との狭間で存在し続けていたのであり、自らの存在価値を示し続けなければならなかった。

その存在価値を示す方法とは、文部省を取り巻く現実から生じる弊害を払拭して教育方針を一定化させ、文部省による国家教育を確立していくことであった。そしてこれは、文部省が擬制的に政局外にあるという構造を持つことによるのみ可能となることであった。そして文部省をかような構造たらしめていたのは、「文部官僚」の自己意識と、文部省独自の人事回路であった。彼等は自らを一介の行政官ではなく、教育を担当するに相応しい知識や経験を持つ教育専門官として規定することによって、文部省を他省とは異質な、「他者」介入不可能な省とし、教育社会を包摂した文部省独自の人事回路を形成することで、かような自己意識を持つ者を「文部官僚」として再生産し続けていったのであった。

しかるに、文部省の擬制政局外という構造は、一般社会においても是とされ、社会に内在化していたと考えられる。「明治 30 年文部省紛擾」は、この契機をなすものとして位置づけられる。この紛擾を報じた新聞各社は「文部官僚」の自己意識を無批判に受け入れ、さらに、文部省を「神聖」な省として他省庁とは全く別の存在として規定したのであった。

<参考文献>

- ・国家教育社編(1890)『国家教育社設立ノ要旨-社長伊沢修二君演述-』国家教育社.
- ・寺田勇吉(1919)『寺田勇吉翁経歴談』精華学校.
- ・馨光会編(1926)『都筑馨六伝』馨光会.
- ・慶應義塾編(1960)『福沢諭吉全集』12巻、岩波書店.
- ・教育史編纂会(1964)『明治以降教育制度発達史』3巻、教育資料調査会.
- ・海後宗臣(1968)『井上毅の教育政策』東京大学出版会.
- ・井上久雄(1969)『近代日本教育法の成立』風間書房.
- ・坂野潤治(1971)『明治憲法体制の確立』東京大学出版会.
- ・伊藤博文関係文書研究会編(1973)『伊藤博文関係文書』7巻、塙書房.
- ・内閣官報局編(1979)『帝国議会衆議院議事速記録』複製版、東京大学出版会.
- ・久木幸男(1985)「1890年前後における文部省廃止論」『横浜国立大学教育紀要』25号、横浜国立大学学芸部.
- ・安倍季雄(1987)『男爵辻新次翁』大空社.
- ・東洋大学図書館編(1987)『湯本文庫目録』東洋大学図書館.
- ・春原昭彦(2003)『日本新聞通史』新泉社.
- ・鄭賢珠(2005)「近代日本の文部省人事構造-明治中後期における「教育島」の形成-」『史林』88巻-3号、史学研究会.
- ・_____ (2006)「第二次松方内閣における文部省紛擾」『教育史フォーラム』創刊号、教育史フォーラム・京都.
- ・佐々木隆(2007)「藩閥」『日本歴史』704号、吉川弘文館日本歴史学会.
- ・拙稿(2008)「明治20年代初頭における文部省内の勢力構造-教育政策方針を巡る文部官僚の確執の実相-」『日本歴史』716号、吉川弘文館日本歴史学会.

藤野 真挙(Fujino Naotaka)

：立命館大学大学院人文学専攻、博士課程後期2年次

住所：京都市北区等持院西町32-6 衣笠ハイツ 203

E-mail：lh012011@ed.ritsumei.ac.jp

論文投稿日：2008年10月10日 / 審査開始日：2008年10月20日

審査完了日：2008年11月21日 / 掲載決定日：2009年2月28日